

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年6月18日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度特定健診・高血圧対策普及啓発事業に係る広報事業業務委託

(2) 業務目的

特定健診の受診や高血圧対策について、県民（国保被保険者向け）にPRして、行動変容を促す。

(3) 業務内容

特定健診を受診してもらうことで高血圧対策や受診率向上に繋げるため、多くのターゲット層の目に留まる広報を実施し、そこから情報が拡散して県全体に広げること。

(4) 業務課題

これまで、県や市町、関係団体において、特定健診受診率向上に向けた啓発等の様々な取り組みを実施してきたが、受診率は伸び悩んでいる。

このため、昨年度に引き続きインパクトのある広報を実施することで、これまで受診していなかった対象者に、まずは特定健診を知ってもらい、一度でも受診するよう、特定健診の重要性について広報を強化する。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県内に本社、支社又は営業の拠点を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴

力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(10) 静岡県における一般業務委託に係わる競争入札参加資格を有すること。

4 委託額

委託業務に係る委託額は、19,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館4階

静岡県健康福祉部健康局国民健康保険課指導・助成班

電話番号 054-221-2332

E-mail : kokuho@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要領、仕様書及び審査要領の配布

ア 配布期間 令和6年6月18日（火）から令和6年6月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配布場所 上記(1)の担当部局宛てに、件名を「特定健診・高血圧対策普及啓発事業業務委託企画提案募集要領送付依頼」として電子メールを送付すること。送信アドレス宛てに募集要領の電子データを送付する。

(3) 提出書類等

ア 提出書類 詳細は募集要領による

イ 提出場所 上記(1)に同じ

ウ 提出期限 令和6年7月9日（火）午後3時までに郵送又は持参（必着）

ただし、提出書類のPDFデータは電子メールにより提出すること。

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和6年7月18日（木） 国民健康保険課が指定した時間

イ 場所 静岡県庁別館2階第1会議室A

7 その他

(1) 詳細は募集要領、仕様書、審査要領による。

(2) 募集に係る説明会は行わない。

- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (5) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また、契約業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請け業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。